平成28年第6回(12月)川南町議会定例会会議録(3日目) 平成28年12月7日(金曜日)

本日の会議に付した事件

平成28年12月7日 午前9時00分開会

日程第1	議案第 55号	川南町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例 を定めるについて
日程第2	議案第 56号	川南町農業委員会の委員等定数条例を定めるについて
日程第3	議案第 57号	川南町農業委員会の委員等選考委員会設置条例を定めるにつ いて
日程第4	議案第 58号	川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改 正について
日程第5	議案第 59号	川南町税条例等の一部改正について
日程第6	議案第 60号	川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
日程第7	議案第 61号	川南町保健センター条例の一部改正について
日程第8	議案第 62号	平成28年度川南町一般会計補正予算(第4号)
日程第9	議案第 63号	平成28年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第10	議案第 64号	平成28年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第11	議案第 65号	平成28年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第12	議案第 66号	平成28年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

出席議員(13名)

1番 蓑 原 敏 朗 君 2番 中 村 昭 人 君

3番 児 玉 助 壽 君 4番 内 藤 逸 子 君

5番税田 榮君 6番福岡仲次君

7番 三 原 明 美 君 8番 河 野 浩 一 君

9番 安 藤 洋 之 君 10番 林 光 政 君

11番竹 本 修 君 12番 德弘 美津子 君

13番川 上 昇 君

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 河野 英樹 君

説明のために出席した者の職氏名

日 高 昭 彦 君 副町長 清藤 荘 八 町 長 会計管理者• 日高 裕嗣 教育長 木 村 誠 君 君 会計課長 総務課長 押川 義光君 まちづくり課長 米田 政彦 君 産業推進課長 博 君 農地課長 新 倉 好 雄 君 吉田 喜久吉 君 大山 幸男 建設課長 環境水道課長 君 大塚 祥一 町民健康課長 橋口幹夫君 教育課長 君 福祉課長 篠 原 三角 博志 浩 君 税務課長 君 代表監査委員 一一谷 村 裕 二 君

午前9時00分開議

○議長(川上 昇君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、議案第55号川南町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例を定めるについてを議題とします。

質疑はありませんか。

- ○議員(内藤 逸子君) 議案第55号川南町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例を定めるについてですが。
- **〇議長(川上** 昇君) マイクをもう少し近づけてください。
- ○議員(内藤 逸子君) この条例は、新たに条例をつくるとの説明ですが、職員にどう影響するのか伺います。
- ○総務課長(押川 義光君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。

現在、臨時職員34名、パート職員29名、嘱託職員18名、計81名で構成されております臨時、嘱託、パートでございますが、これを今度の条例制定に基づきまして一般職非常勤職員の導入という形をとろうとしております。その中で、各課に一般職非常勤職員という形で配置予定の方々が50名程度ということになりますので、制度的には臨時職員が当然残るわけですけれども、かなりの部分、一般職非常勤職員という形で雇用をし、勤務時間の1週間31時間以内という形と報酬月額が上がっていくと、こういう効果をもたらしますので、以前一般質問等でも答弁いたしましたが、処遇改善に十分寄与できるというふうには考えております。

- 以上でございます。
- O議員(内藤 逸子君) 処遇改善にはなると言われましたが、81名今おられる方が50名になるということでは、今働いている方のクビが切られるということになるんでしょうか。
- 〇総務課長(押川 義光君) 内藤議員の質問に再度お答えいたします。

今57名と申しましたのは、全体で57名に抑えるという意味ではございません。現在のところ、一般職非常勤職員として任用が可能というところがそれでありまして、パート及び嘱託につきましては、特段まだ現在の段階では募集の要項等を整備しておりません。1月に行う予定でございますので、恐らく現在の状況よりも増える状況にはなってくるのかなという推察はしているところでございます。以上です。

- **〇議員(内藤 逸子君)** この条例が定められることによって、これまでの非常勤職員の待 遇改善、賃金の改善、労働条件の改善となると受けとめてよろしいんでしょうか。
- ○総務課長(押川 義光君) 内藤議員の御質問に再度お答えいたします。

お見込みのとおりでございます。待遇改善に十分繋がっていくというふうに考えております。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員 会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第2、議案第56号川南町農業委員会の委員等定数条例を定めるについて、日程第3、 議案第57号川南町農業委員会の委員等選考委員会設置条例を定めるについて、以上2議案を 一括議題とします。

質疑はありませんか。

- 〇議員(竹本 議案第56号、議案第57号につきまして質問をさせていただきたい 修君) と思いますが、議案第56号におきまして農業委員の定数が9名、それから推進委員の定数は 9名ということで、18名のこれからの推進、そういった形で選択というものでなるわけです が、今自治会は6つありますが、少なくとも地域において3名の方を選択するような形にな ろうかというふうに思うんですが、それに当たって、委員の選考ということで、第3条にお きまして「選考委員会は委員の7名以内をもって組織する」ということでうたってあります。 それで、1人目副町長、それから2番目産業推進課長、農地課長、農業団体の代表者、そ の他町長が必要と認めるものということで7人以内ということでうたってありますが、これ を見た限りにおきましては、7名ということでございますので、5名の場合もあり得るわけ で、その場合に行政が3名入ってくるという形になろうかと思うんですが、その場合につき まして、先ほど言いましたやっぱ選考にあたっての、こういった委員会等におきましての行 政の比重というものが多くなるだろうというふうに思うんですが、一般からこう見回すと、 行政だけでこういった形が携わっているような気がいたします。そういうことも耳にするわ けで、ですから、「この委員の7名をもって組織する」ということでうたってありますので、 少なくともこういった数字の7名ということでぜひともやっていただきたいというふうに思 うんですが、町長の見解をお聞きしたいと思います。
- **〇町長(日高 昭彦君)** 関係者と相談して、今言われるように適正にできるようにしたい と思っております。
- ○議員(竹本 修君) 私がこれを何で申し上げるかちゅうのは、やはり今現職の委員の方と話しますと、「行政がすることだから自分たちは」というような気持ちがありありと感じるわけです。そういうことも含めて、行政がそういった形で携わる比率というものが、私はやはり民間といいますか、そういう団体のほうを力を入れていただきたいと要望をしまして質問を終わります。
- ○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) この56号、57号が制定されますと、選挙制度がなくなり、委員等選考委員会設置条例の第1条で「公平性及び透明性を確保するため、川南町農業委員会の委員等選考委員会を設置する」とのことですが、「委員は町長が任命する」とのことですので、本当に公平性、透明性が確保されるのでしょうか、お尋ねします。

○農地課長(新倉 好雄君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、改正法律によります農業委員の任命につきましては、法律で定められたものであります。その中の要件としまして、過半数が認定農業者であるとか、女性委員の積極的登用であるとか、ある程度の地域性を考慮して、一定地域に偏らない方を任命するようになっておりますので、選考委員会の中でも十分その点については議論されると思いますし、先ほど竹本議員の御質問にもありましたように、7名という人数が妥当であるか否かは別にいたしまして、町長任命の副町長、あと行政でいう農業関係の課長、プラス4名の方の農業団体の代表者の方に入っていただこうと思っておりますので、適正な審査によって選考ができるものと考えております。以上でございます。

○議員(内藤 逸子君) 公平・公正をどうしてもしていただきたいと思います。偏るんじゃないというふうに、いろいろこの「新たな農業委員会制度が始まります!」というのを読ませていただくと、書いてはあるんですけど、「人間のすることだから」と言われるかもしれませんけど、本当に公平、いろんなところの、今返事されたような若い力とか、いろんな方を選出いただいて立派な農業委員会にしていただきたいというのが私の願いですので、よろしくお願いしときます。

- **〇議長(川上** 昇君) ほかに質疑はありませんか。
- O議員(蓑原 敏朗君) 議案第56号、第57号について質問させていただきます。

まず、第56号についてであります。定数を委員が9名、推進委員が9名ということで定められているようです。現在の農業委員の方にちょっとお話をお伺いしますと、もちろん全員からお聞きしたわけじゃありませんけど、「なかなか担当地区等の把握とか大変なんですよ。」というお話も聞きますけど、9人9人ということは定められてありますけど、この定めた根拠と大丈夫なんだろうかという点があるんですけど、まずその点をお伺いしたいと思います。

○農地課長(新倉 好雄君) 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

今回の提案におきましては、農業委員が9名、あと推進委員が9名、合計18名で提案をさせていただいております。現行の農業委員におきましては、補足説明させていただきましたように、16名で担当区域を定めて活動を行っていただいております。担当区域を定めるということは、面積をそれぞれ、町内農地を16に割って担当しているわけでございますが、現在も1人当たり約200~クタール以上の担当区域を持っていただいて、その区域内のあっせんであるとか担い手の集積を活動いただいておるところでございます。

新しい法律によりましても、全く内容としましては同じような内容を担当していただこう

と思っておりますが、法律の中の区分で、農業委員と推進委員という区分けが定められたために、そういった9名9名というような割り振りになったわけでございます。あと、担当区域につきましては、現行の担当区域よりかは若干1人当たりの担当区域は減っていくものと思われますし、ある程度均等性をとった区域割を新たに考えようとしております。以上でございます。

○議員(蓑原 敏朗君) 第56号についてですけど、昨日の一般質問でも申し上げましたけど、町長もおっしゃいましたけど、「川南町の基幹産業は農業だよ」ということであります。 農業委員会の川南町産業発展に果たす役割は大変大きなものがあるかと考えています。その 辺、農業委員及び推進委員が川南町の農業発展に寄与できるよう配慮していただきたいと、 よろしくお願いしたいと思います。

次に、57号について質問させていただきます。

第3条で、「選考委員7人以内をもって組織する」と、先ほど同僚議員の質問にもありましたけど、行政側から3人ということであります。農業団体の代表者及びその他町長が必要と認める者。まだお考えでないかもわかりませんけど、既にこういう方を考えておりますよ、ということがありましたらお答え願いたいと思います。

〇農地課長(新倉 好雄君) 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

第3条第2項によります委員について掲げているものにつきましては、3名につきましては行政部局から、あと7人以内ではございますが、農業団体の代表者というふうに表現しておりますが、現在考えられるのが、農業団体の代表者でございますので、農業協同組合、または農業公社、または土地改良協議会等の農業に関する各種団体の代表者になろうかと現在のところ考えております。以上でございます。

〇議員(蓑原 敏朗君) すいません、再度その件について説明を求めたいわけですけど。 ということは、まだ具体的には決まっていないというふうな理解でよろしいでしょうか。

もう1点、その他町長が必要と認めるものについてもまだ具体的には決まっていないということで……。わかりました。先ほど申しましたけど、川南町の農業発展には農業委員会が大きな役割を果たすと思いますので、いい農業委員さんと言うと語弊がありますけど、川南町の農業発展に寄与するような農業委員、推進委員を極力選んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

- **〇議長(川上** 昇君) ほかに質疑はありませんか。
- ○議員(児玉 助壽君) この議案第57号と56号ですか、伺いますが、これを農業委員会が 選ぶとん57号ですか。
- **〇議長(川上** 昇君) マイクを近づけてください。
- ○議員(児玉 助壽君) 選考委員ちゅうとがおっちゃけんどん、選考すっとなかなか選考 でけんちゅう思わけじゃけんどんよこりゃ、どんげして選考すっとか知らんけんどん。公募 方法かなんかで、公募した人を選考するちゅうような方法をとらなあ、なかなか難しいっち

やねえつね。

○農地課長(新倉 好雄君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。

選考委員の選考の内容につきましては、先ほど回答させていただきましたように法律の中で定められた過半数が認定農業者でありますとか、女性農業委員の積極的な登用でありますとか、地域性を考慮して一定地域に偏らないことが協議されると思われます。

また、もと方となります改正農業委員会等に関する法律の中の委員の任命にありますように、「委員としては、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者」となっておりますので、推薦、もしくは自薦で立候補された方の履歴等を見ながら選考していくことになると思っております。以上でございます。

- 〇議員(児玉 助壽君) いいです。
- ○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員 会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第56号、議案第57号は文 教産業常任委員会に付託します。

日程第4、議案第58号川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題とします。

質疑はありませんか。

- ○議員(徳弘美津子君) 議案第58号についてですが、提案理由の中で、平成28年人事院勧告に基づき、この条例変更をなされるということですが、この人事院勧告がなければ、このような介護のをとりやすくなっていく、このような項目は考えないものですか。人事院勧告があったからやっていくというものですか。
- ○総務課長(押川 義光君) 徳弘議員の御質問にお答えいたします。

もちろん、人事院勧告に基づくものという形で上げております。諸般の法律改正等もありましたけれども、あわせて人事院勧告、それを2つともあわせた形で各地方公共団体は反映させていくということにしております。ですから、議員おっしゃるとおり、人事院勧告で全くそこの部分がなければ反映はなかなか、単独では厳しいという状況ではございます。

○議員(徳弘美津子君) 最近、育児休暇とかは、とりにくい世の中があって、これにこの家族介護も使いやすくするためにということで補足説明がありますが、役場というものはこうやって改正して働きやすい環境をつくっていくということですが、昨日の一般質問の中でも町長が、大手企業、サンAさんとか児湯食鳥とか、農協さんもありましょうが、そのあた

りのこのような条例、このような職員の勤務時間の介護とか、こういうものってのは現状は どうなっているかおわかりですか。こういうものが実際に整備されているかどうか。例えば、 こういう介護とか、そういうものがとりやすい状況で、職員がとりやすい状況であるかって いうものは、近隣の企業とかではできているのかどうかをちょっと伺いたいんですが。また 違う世界なのか。

○総務課長(押川 義光君) 徳弘議員の御質問に再度お答えいたします。

近辺での中小企業では、まだ十分なというところまでは実施されていない。実態としてもなかなかとられていないという状況はあろうかと思います。ただ、大手企業におきましては、かなりそういう福利厚生、勤務時間、そういう面では非常に充実しているのではないかと考えております。そういう面からいきますと、やはり地方公共団体がやっぱりこの地域の中のそういう分野を広めていくためにも率先して、やっぱりこういう部分を整備していく必要があるというふうに考えております。

○議員(徳弘美津子君) まさに、今課長が言われたように、こういうことで町のほうが整備をされていくなら、同時に近隣の、本当に大手とは言えません、サンAとか児湯食鳥は中小企業ですが、こういうところにも行政が率先して推進していくと。この前、いきいき条例の中でも企業に健診を促すのをちゃんと条例か何かで定めていただきましたが、やはりこのように働きやすい環境を、役場だけではなく、その町にある企業とか、今度、中部食鳥も出てきますが、そういうことを整備していくのをぜひ推進していただきたいと思っております。答えはいいです。

- ○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。
- ○議員(内藤 逸子君) 議案第58号についてお尋ねします。

この条例は、川南町職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例ですので、労働組合とは協議されたのか、お尋ねします。

○総務課長(押川 義光君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。

勤務時間等については、職員組合との協議ということは行っておりません。ただ、今回の改正につきましては、労働条件を改悪するものではないというふうな判断もしておるところでございまして、むしろ働きやすい環境、子育てとか介護をしながら働きやすい環境を整えるものということで考えておりますので、いつも要望として労働組合側から上がってくるものに一つでも応えていく内容だというふうに判断しております。

- 〇議員(内藤 逸子君) いいです。
- ○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員 会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第5、議案第59号川南町税条例等の一部改正についてを議題とします。 質疑はありませんか。

- **〇議員(内藤 逸子君)** 議案第59号川南町税条例等の一部改正について、中身の変更とのことですが、この条例を変更してどう変わるのか、わかりやすく説明してください。余りにも長くて理解がしがたいのです。町民にどうまた影響するのか伺います。
- ○税務課長(三角 博志君) ただいまの内藤議員の御質問にお答えいたします。

今回の改正につきましては、複数の条例の条文の改正がございます。非常に、その点で、 複雑で、わかりにくいという御指摘でございます。

この改正による影響という点ですが、個人と法人に係る分、それから町に係る分というふうなものがあろうかと思っております。

まず、法人町民税、これの法人税割の引き下げというもの、それから軽自動車税の環境性能割の導入、この2つにつきましては、消費税を10%に引き上げるというものとセットで改正が行われるものでございます。ですから、2年先ということになりますが。

まず、法人税の税割の引き下げ、これの理由につきましては、法人というのが都市部に集中しているという偏在性がございます。これを是正するために法人税率を引き下げまして、その分を国が地方法人税という名のもとに引き下げた分を集めまして交付税として交付するための改正でございます。具体的には、消費税が8%に引き上げられました平成26年度、このときに一度引き下げが行われております。今回が2回目の引き下げという改正ですが、12.1%から8.4%に引き下がります。そして、それに相当する国税として、地方法人税が4.4%から10.3%へ引き上げられます。したがって、法人の方々については、納税する額はほとんど差がないというふうに思われます。

町としましては、法人町民税が減額となりますが、交付税が増額されるという部分がございますので、その増減につきましては、実際に交付されてみないとわからない点はございますが、そのような影響が、この法人町民税の改正ではございます。

続きまして、軽自動車の環境性能割の導入の件ですが、これとセットで自動車取得税、こちらのほうが廃止され、新たに環境性能割というものが導入されるものでございます。このことによって、軽自動車税が、これまで「軽自動車税」といっていたものが、「軽自動車種別割」という名称に変更いたします。そして、軽自動車税環境性能割というのが新たな市町村税として発生をいたします。軽自動車種別割というのは、これまでの軽自動車税と全く変わりません。呼び名が変わるだけでございます。軽自動車税環境性能割といいますのは、税率が当分の間2%ということにされておりまして、県のほうが賦課徴収を行ってまいる制度であります。町のほうは、徴税費——徴収費、これを県のほうに支払うというようなことに

なります。そのような改正の内容がこの中に書かれております。

続きまして、特定一般薬品等の購入費の医療費控除の特例というものもございます。これは、これまでの医療費控除は、所得の5%を超える部分か10万円を超える部分について控除がされていたものと別に、適切な健康管理のもとに医療用医薬品からの代替を勧めるという観点から、一定のスイッチOTC医薬品というもの、これを購入した場合に、その年中に支払った額が1万2000円を超える場合、医療費の控除の対象になるということでございます。上限は8万8000円でございます。これを受けるためには、特定健診であったり、予防接種であったり、がん健診であったり、それから健康検査、定期健康診査、これのうちのどれか一つを受けていることが条件になるというものでございます。

それから、もう1点は延滞金の計算の見直しというものがございます。こちらにつきましては、一旦申告がなされたもの、これが減額の更生が1回されまして、その後に増額の更生がまたされた場合、納付すべきことになった税額の部分について、法定納期限から新たに納付すべきことになった税額の納期限までの期間、これについては延滞金が発生しておりましたが、これが発生しない、控除されるというような内容の改正でございます。それらによって影響が出てくる方が、町民の方に、数は少ないとは思いますが、いらっしゃる可能性があるというようなことでございます。以上でございます。

- ○議員(内藤 逸子君) いろいろ聞いたんですけど、本当にこれを理解して町民にお知らせするというのは大変だと思うんですけど、延滞金やらが見直されて良くなるという方はいいと思うんですけど、このことが実施されることによって不利益を受けるということはないということですか。
- **〇税務課長(三角 博志君)** この改正によって不利益をこうむる方はないというふうに思っております。その延滞金の部分につきましては。
- 〇議員(内藤 逸子君) いいです。
- ○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員 会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第6、議案第60号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〇議員(児玉 助壽君) この議案第60号ですけど、平屋建てのひばりが丘じゃけん、これ

からまだまだ、これは今度古くなれば古くなるほど維持管理費もいるちゃけんどんよ。この 建設については、やっぱ鉄筋コンクリート建てで造れちゅう議論もあって、賛成多数で決ま った経緯もあっちゃけんどんよ、俺反対したっちゃけんど、その結果になってきたごつある けんどん、これはまだ定住化を今、若い子どもを、定住化を進めよっちゃけんどんよ、その 人達に建売住宅みたいに売ったりしたりすることはでけきんとですか。そんげすっと定住化 に繋がるようにあるけんどん、このアパートじゃったら、これはもう古くなったら、気に入 らんなったら出ていくちゅう可能性があるけんどん、家が持ち家になったらそういうわけに はいかんかいよ。売ったりなんたりしたほうが定住化促進になるような感じもすっちゃけん どん、そこ辺のことは考えられんですか。

〇建設課長(吉田 喜久吉君) 児玉議員の御質疑にお答えしたいと思います。

町営住宅につきましては、住宅困窮者の方に低額で住居を与えるということで、目的がそういう具合になっております。それで、法的にゆくゆくは売買できる、転売できるということはちょっとすいません、私知識が余りないもんですから、また調査してお答えしたいというふうに考えております。以上です。

○議員(児玉 助壽君) この政策的なとこは町長が答えんな、よう答えんと思うけんどんよ、やっぱ町長、そこ辺のところは答えるぐらいにしとかなあ、定住促進も何もできんと思うちゃけんどんよ。これで今計算したら年42万円になっとがやよ。この4万円の場合で48万円か、10年間金払うたら480万円になっとっちゃけんどんよ。これが多分建設費が1戸、俺の記憶が正しければ1900万ぐらいじゃったと思うっちゃけんどんよ。家の値打ちはもう半分、家だけでは、もう半分もねえと思うっちゃけんどんよ、10年も経てば。

要するに、この財産価値ちゅうたら土地ぐらいじゃと思うとよね、もうこれから先は。そこの財産の土地の、何でちっとは抵抗があるかもしれんけんどんよ。これで定住する人が増えれば別にええちゅう思うっちゃけん。この補足やらいろいろの議案の説明を見ると、他の町村やら何やらと比較してというような何もしとるけんどんよ。ここは町村と同じ事しとったち定住化は進まんと思うっちゃけんどんよ。俺がいう方法じゃねえしてよ、もうちっと3万5000円じゃなくて2万5000円でいいと思うっちゃけんどん、そりゃその条件をつけてですよ、条件つけて。じゃから安く貸すとか、そういう知恵は出らんとかなと思っとっちゃけんどんよ、どうでしょう。

〇町長(日高 昭彦君) すばらしい御指摘ありがとうございました。公務員の今まで不得意とされていたスピード感、柔軟性というのが本当にこれから非常に求められると思うし、議員の言われるように、最終的な目的は当然定住、人口問題のところにいきます、定住者を増やすために有効であれば、私も今ここで即答できるほど法律を読んでおりませんけど、可能性については今後検討させていただきます。

〇議長(川上 昇君) いいですか。

〇議員(児玉 助壽君) はい。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員 会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第7、議案第61号川南町保健センター条例の一部改正についてを議題とします。 質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員 会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第8、議案第62号平成28年度川南町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。 質疑はありませんか。

- ○議員(児玉 助壽君) 平成28年度川南町一般会計補正予算(第4号)についてでありますが、1ページの第1条の総額、「歳入歳出それぞれ90億4590万8000円とする」についてでありますが、昨日の一般質問の中で、ちょっと気になったことがあるので伺いますが、これについて法律違反やら何やの何が、予算編成やら査定、決算の中で、そういうのがクリアされたものなのか。それから、今の総務課予算の所管じゃあるけんどんよ、昨日のなんで、確かめとこうと思っちゃけんどん、2億5437万7000円になっとるわけじゃけんどんよ、この積算根拠を伺います。
- ○総務課長(押川 義光君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。

法律上のクリアをしているのかという御質問でございました。恐らく昨日の続きで総計予算主義なりの話だと思っております。今年度の28年度予算につきましては、総計予算主義に基づいて、きちんと歳入歳出組んであるわけでございますので、今年度予算についても何ら問題はないと、法律上問題はないというふうに考えております。

それから、2億5437万7000円、行財政健全化の推進のところの積算根拠でございますが、 消耗品等につきましては、歳入額の半分程度ということで毎年組ませていただいております。 この根拠と申しますのは、返礼品が多種多様にございます。その中で、返礼品を選ばれるの は納税された方ということでございますので、今までの傾向に基づきまして歳入から逆算し ているというのが根拠でございます。最終的には精算されますので、その段階では確定数字になっていきます。根拠としましては、実績に基づいた算定ということで御理解いただきたいというふうに思っております。

○議員(児玉 助壽君) この90億円の関係で、法に遵守しとるようなことを言うたけんどん、恐らく27年度の予算でも言うたと思うっちゃけんどん、そうすっと、この90億何万の、この中にまだ執行済みであっても、予算執行だから、物を買ったりしたときに予算が執行しても、この事業を執行しとらんやつがあるわけですわ。そのものを副町長の説明じゃったら、再利用できるようなこと言いよったかいよ、この90億の中で再利用できるか。そして、これはもう目的によって、款項目でしとるわけですがよ。原材料費で購入したもんもあるわけですが。そうすっと原材料を買うとって、担当課長は物品のようなことを言いよったけんどん、原材料費を物品で使えるか、再利用で使えるか、この予算の中で。今言うたけんどん、この今、企画費、2億5437万2000円、これは返礼じゃの何じゃの言うて積算根拠がねえとよね。恐らく事業すっとはみんなこの建設費や何やらよ。単価表をもとにして、それを一つずつ積み上げて積算根拠にするわけじゃけんどんよ。総務課長の説明じゃあ昨年の実績云々を言うたけんどんよ。昨年の実績は、おら根拠にはならんと思うとよね。消耗品にしても、どのような消耗品がどんくらいあって、これが何ぼかかって、合計で1550万円になって、そういう積算根拠を示さんなよ。

昨日話した、副町長が言うた47億円ぐらい使えるやつが31万円じゃかいてよ、31万円の根拠を出すとにですよね。一つから、ネジーつから何ぼ何ぼで積み上げていって、今使われたやつじゃから、そんげな価値せんから31万円ちゅう数字は出てこんですわ。やっぱ、そういう何ですか、当てずっぽうみたいなよ。この同じ丼の中に入ってる銭じゃかい、どんげでん使ってええという考えを持っとるこっちゃあるけんどんよね。そんげな考えで納税者は税金納めとらんかいね。町民の納税義務があるごつ、使う側、運用する側よね。適正に運用するために、義務と注意義務と責任があるわけだ、責任と義務が。そういう何をせん限りはよね、こら信用できんごとなるよ、この全部予算が。昨日のような説明しよったら。

消耗品費、消耗品費でん、この財務管理費の中の消耗品費しか使えんはずじゃが。違う目的の消耗品費では使えんでしょう、課長。款項目節と分けてるのは何のためね。歳入歳出が。あんたどんの説明じゃったら、この特定財源やら何やらいらんわね。全部一つの中に入れてしまえばええ説明になるよ、あんたの説明じゃったら。あんた達を信用しとるからこれで通るけんどんよ、これはちゃんと積算根拠を持ってこんなよ。どんげん使われるよ。これは本当は委員会の中で言うべきじゃけんどん、あんまり昨日ええかげんな答弁をしとったかいよ。言っちゃけんどんよ。

○総務課長(押川 義光君) 児玉議員の御質問に再度お答えいたします。

消耗品費の1億5050万円の積算ということでございますが、あくまでもこの企画費の中の この予算というものは歳入、今回の3億円に対して消耗品をこれだけの物をお返しするとい うことで、基本的な考え方は、以前から申し上げております一時見直しをしまして半分ということで、ふるさとの物をお返しするということで積算をしております。ですので、例えば、 豚肉、牛肉、それぞれの単価が違います。そして、これから、そのものを、例えば、1万円 寄附して、これをというのが決まっているわけじゃ当然ございませんので、ある程度の見込みで予算化して、その予算、これから使う予算に対して最終的に決算をするという手段しか 方法はございません。見込んで、何が何品出るから何ぼという積算を我々もしたいところで すが、相手があることでございますので、この制度上はこの方法しか組みようがないという のが現状だというふうに私達は思っております。ただ、最終的にはこの内容につきましては 例月監査にも当然係っておるわけでございますので、そのあたりで御理解いただきたいというふうに思っております。以上です。

○議員(児玉 助壽君) それを証明すっとが領収書やら入札の結果でしょう。それがねえから言いよるわけですよ、結果が。結果があったら何も言わんとですよ。成果、効果、現物、それから領収書、入札、表、それがあるからここの何を証明すっとでしょう。結果がねえと証明できんでしょう。そのこち言いよっとですよ。ほじゃかい、その道路してん、道路してみたらちゃんと道路工事しとるって、こうやって単価表見ればわかるわけですから。31万円あったと言うて、何ぼ何ぼあったかて、結果、効果、成果が見えんかったら、判断できんとと一緒でよ、信用できんなっとですよ。嫌がらせって思うかもしれんけんどんよ、おらこれが仕事と思っとるから言うけんどん、何でかというとよね、町民が税金納めるとが義務か知らんけんどん、納めんかったら逮捕されるかい、義務になっとか知らんけんどん、義務を課したら、その義務に対してその運用する側もちゃんとそれに応えんないかんでしょうが。そのために給料を貰ってるとでしょうが。あんたどんが、そういうええかげんな答弁しよったらよ、信用でけんなってくるがね。全部1から10まで今度からおらな、積算根拠やら法律やら出せちゅ言わんならんごとなるですよ。法律に違反しとらんとかと。やっぱ信用を損なうような答弁しよったらよ、そんげなっとですよ。

- **〇議長(川上 昇君)** 答弁はどうしましょうか。
- 〇議員(児玉 助壽君) いらん。
- **〇議長(川上** 昇君) ほかに質疑はありませんか。
- ○議員(德弘美津子君) 議案第62号平成28年度川南町一般会計補正予算(第4号)ですが、 3款2項2目児童措置費20節扶助費です。ページで言えば21ページになりますが、「施設型 給付に移行した川南幼稚園の児童数の増に伴い増額するもの」という詳細を教えてください。
- **〇福祉課長(篠原 浩君)** 徳弘議員の御質疑にお答えしたいと思います。

施設型給付に移行しました給付費の増ということで、その詳細についての御質疑でございますが、この部分につきましては、川南幼稚園が平成27年度から施設型給付の幼稚園という形で移行しておりますが、その部分の扶助費の部分を当初は、こちらの定員、入所児童数を大体40名程度と予定しておりましたが、最近50名ぐらいに入所児童数が増えております。そ

の部分で今回補正金額を計上するものでございます。以上でございます。

○議員(徳弘美津子君) そしたら、27年度から施設型給付ということは、直接幼稚園側に 支払いをするっていうことで、前は幼稚園の補助ということで各保護者に給付してたのかな、 それが変わったということの解釈でよろしいんでしょうか。直接幼稚園に支払うという給付 型で。

○福祉課長(篠原 浩君) 徳弘議員の御質疑に再度お答えいたします。

今、德弘議員が言われたように、施設型給付という形でございますので、施設のほうに直接扶助費としてお支払いしております。以上でございます。

○議員(徳弘美津子君) そしたら保護者には支給はしないということで、幼稚園の費用っていうものは、保護者の負担っていうのは27年から減っているという解釈でよろしいのでしょうか。

それと、もう一つ、申しわけないです。

その次の子ども医療費、同じ3款2項の4目ですが、母子福祉費の中の母子、児童福祉、子育て支援の充実ということで、扶助費ということで、補足説明の中では子ども医療費助成の医療費増加で100万円、母子家庭の外来受診の導入でひとり親世帯の補助で200万円の増というのがありますが、以前私が一般質問でしましたが、子ども医療費については窓口負担が1,000円、母子家庭については窓口負担は一旦3割をして、後日支給、返戻で返ってくるとのやり方ですが、ここの整備というのを一律18歳以下の子、ひとり親でもいろいろありますが、窓口負担1,000円でみんなが同じようにというのは、県の事業でありますのでなかなか難しいとは聞いておりますが、そこあたりを改正というか、うまく窓口負担が一律1,000円になるようなやり方は努力はできなかったでしょうか。

〇福祉課長(篠原 浩君) 徳弘議員の御質疑にお答えしたいと思います。

まず、児童措置費の施設型給付に移行しました委託料につきましては、町と同じ形で幼稚園の保育料を設定しておりますので、その中で給付という形にしておるところでございます。 それから、母子福祉費の医療費助成、それから子どもの医療費助成の部分についての御質疑でございますが、この部分につきましては、郡内の市町村がある程度固まらないと、県の考えも必要でございますが、そういった部分も必要ということで、まだそこまでの議論に至っておりません。以上でございます。

- **〇議長(川上** 昇君) ほかに質疑はありませんか。
- ○議員(税田 榮君) 今の議案第62号の一般会計補正予算の中のページでいきまして28ページの災害復旧費11款ですけど、これは台風16号関係だと思うんですけど、ほとんど国や県からの財源になっておりますけど、この所在地がわからないといいますか、私が考えている場所かどうか知りたいので、所在地を教えてください。
- ○農地課長(新倉 好雄君) 税田議員の御質問にお答えいたします。

農業災害復旧事業に関します場所につきましては、農地災害が1カ所で、大内地区でござ

います。大内のちょっと奥のほうになるんですが、水田ののり面が崩壊しております。あと 農業用施設災害につきましては2カ所でございますが、1カ所が八幡、これは名貫川にかか ります頭首工、俗に言います水を取水するための施設でございますが、ここが被害を受けて おります。もう1カ所につきましては、井手の上地区でございますが、場所は井手の上の南 のほうになるんですが、地域の水利管理組合が管理しております用水路が被害を受けたとこ ろでございます。以上でございます。

○議員(税田 榮君) それで、この農業用施設災害というのは、要するに水路関係ですね。私は、ハウスかなんかかなと思ったから質問したんですけど、これは用水路ということでいいわけですかね。農業用施設の災害というやつ。

〇農地課長(新倉 好雄君) 再度お答えいたします。

税田議員の御質問の内容のとおりでございます。農業用施設災害につきましては、用水路、 排水路、農道等が含まれますが、今回の災害につきましては、2カ所とも用水路関係でございます。以上でございます。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員 会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は各所管事項別に それぞれの常任委員会に付託します。

ここで、建設課長より発言の申し出がありましたので、建設課長に発言を許します。

- **〇建設課長(吉田 喜久吉君)** 先ほど、議案第60号につきまして、児玉議員のほうから、 定住化促進のために住宅を販売してはどうかという御質疑がありましたが、本住宅につきま しては、公営住宅法に基づかない事業で建設されておりまして、交付金事業で建設している ため、条件整備が整えば販売は可能ということになります。以上でございます。
- ○議長(川上 昇君) 日程第9、議案第63号平成28年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、日程第10、議案第64号平成28年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、日程第11、議案第65号平成28年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)、日程第12、議案第66号平成28年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、以上4議案を一括議題とします。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員

会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第63号、議案第64号は文 教産業常任委員会に、議案第65号、議案第66号は総務厚生常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各 常任委員会ごとの審査をお願いします。

> 午前10時05分散会 ______